

第1章 本事業の目的と役割

1-1. 事業の背景と目的

近年、我が国の子ども・若者に関する諸問題は深刻化している。子ども・若者の諸問題の一つとして、ひきこもりの問題は深刻な社会問題として認識されている。

平成 22 年に内閣府が実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、15～39 歳の若者のうち、「狭義のひきこもり」状態の者が約 23.6 万人、「準ひきこもり」（46.0 万人）まで含めた「広義のひきこもり」状態の若者が約 69.6 万人と推計されている。

特に、ひきこもり状態の若者は、自分自身で相談機関や支援機関に通所することが難しい場合が多い。そのため、支援者が直接的にひきこもりの若者達にアプローチするアウトリーチ（訪問支援）が、支援方策の一つとして有効であると言われている。こうしたことを受け、平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」においても、関係機関等による支援実施（第 15 条）の第 1 項に、「子ども・若者の住居その他の適切な場所において必要な相談、助言又は指導を行うこと」と規定された。

内閣府では、アウトリーチ（訪問支援）の手法を身に付けるための研修を平成 22 年度から開始した。本研修は、効果的な支援の一方策としてアウトリーチ（訪問支援）の手法が定着し、ひいては地域における子ども・若者支援体制の充実に寄与することを目的とする。

1 - 2 . 事業の対象者と役割

(1) 対象者の主な要件

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものに所属する者で、本研修後もアウトリーチ（訪問支援）を業務として行う意向のある者（以下、「NPO等に所属する者」という）
- ・ カウンセリング、精神保健、家族支援に関する基本的な知識を有するとともに、個人情報保護の必要性を理解していることとし、アウトリーチについては経験が浅い者を主たる対象とする
- ・ アウトリーチの在り方について「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省平成22年5月公表）「4－5訪問支援（アウトリーチ型支援）」に示された考え方に同意できる者

(2) 本事業が担う役割

本事業が担う役割は、大きく、基本的な知識の向上と実務体験の機会の提供、研修生や受入れ団体とのネットワーク形成の3つに分けることが出来る。それぞれの詳細については、以下で述べる。

ア. アウトリーチ(訪問支援)に関する基本的な知識の向上

本事業が担う第1の役割として、アウトリーチ（訪問支援）に関する基本的な知識の向上が挙げられる。具体的な役割として、研修生が訪問支援に係るアセスメント等のスキルを向上することが挙げられる。また、研修生が訪問支援を実施するに当たって、事前に留意する点等のノウハウを講義で学習することも役割の一つである。

本年度は、基本的な知識については、事前研修の2日目から5日目の講義・演習において実施した。実地研修においても、各受入れ団体が現場の支援者としての基本的な知識についての講義を実施した。

イ. アウトリーチ(訪問支援)現場での実務体験の機会を提供

本事業が担う第2の役割として、訪問支援現場での実務体験の機会を提供することが挙げられる。本事業では、主たる対象を訪問支援の経験が比較的浅い者としている。そのため、訪問支援の実務体験を通して、各研修生が今後の活動に何らかの示唆を受け、その後の活動に生かしていくことが期待される。また、講義で学んだ訪問支援の事前準備における留意点を踏まえて訪問支援の現場を体験することにより、講義での学習内容をより効果的に確認できるものと考えている。

本年度は実地研修において、概ね全ての研修生が1回以上の訪問支援に同行することができた。

ウ. 研修生間、研修生と受入れ団体とのネットワーク形成

本事業が担う第3の役割として、研修受入れ団体・研修生間のネットワーク形成が挙げられる。

NPO等に所属する者が長期間の実務研修を伴う研修機会に恵まれることはあまり多くないのが現状である。その中で本事業は、受入れ団体、所属団体等の協力を得て7月から2月にかけて事前研修、実地研修のほか、振り返り研修としての事後研修まで3回にわたる研修を実施した。今回の研修を通じて、研修生が各研修の講師や受入れ団体とのネットワークを形成するだけでなく、全国各地にて支援する研修生間のネットワークを形成することが期待される。